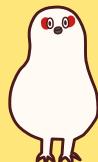


富山県賃上げ応援補助金のご案内

「富山県賃上げ応援補助金」は、**国の助成金等^{※1}**の申請手続きに係る書類作成や就業規則の変更等を社会保険労務士等に依頼することで発生した社会保険労務士等の報酬費用の一部の補助により、県内中小企業等^{※2}の賃上げの取組みを支援します。

※1：「補助対象となる助成金等」

- ・業務改善助成金
- ・人材確保等支援助成金
- ・働き方改革推進支援助成金
- ・人材開発支援助成金
- ・キャリアアップ助成金
- ・教育訓練休暇給付金



※2：「富山県賃上げ応援補助金」の対象は、中小企業・小規模事業者であり、富山県内に事業場を設置しているものに限ります。

補助対象

令和9年 2月26日までに支給決定通知を受けた
県内中小企業・小規模事業者

（教育訓練休暇給付金に係る補助を申請する場合には、令和9年2月26日までに就業規則等の整備及び施行を行い、それに基づき、労働者に連続した30日以上の教育訓練休暇の付与を行うこと）

補助率

中小企業事業者 対象経費の **1/2** (一律) ※上限額：10万円

小規模事業者 対象経費の **2/3** (一律) ※上限額：10万円

申請方法

所定の申請書類を「**富山県商工労働部 多様な人材活躍推進室
労働政策課**」に提出してください。

申請・問い合わせ先

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室
労働政策課

TEL : 076-444-3256

E-mail : atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

➡ 補助要件等の詳細は、
富山県ホームページで
必ずご確認ください。



富山県賃上げ応援補助金

検索



富山県賃上げ応援補助金支給までの流れ



※教育訓練休暇給付金に係る補助を申請する場合の補助金支給までの流れは上記と異なります。
詳しくは、県ホームページをご確認ください。

補助対象となる助成金等の概要

※詳細は、厚生労働省・富山労働局ホームページをご確認ください。

● 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。また、**富山県賃上げサポート補助金**も受けられます（規模30人未満）。

● キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といつといわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。また、**富山県キャリアアップ奨励金**も受けられます。

● 働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成します。

● 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

● 人材確保等支援助成金

魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成します。

● 教育訓練休暇給付金

労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付に相当する給付として賃金の一定割合を支給します。